



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 5 月 8 日 (月 曜 日) 第 404 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁	する告示…………… (水産政策課) 2
○指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) … (障がい福祉課) 1		○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 2
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( “ ) 1		公 告
○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正		○製菓衛生師試験の実施…………… (衛生管理課) 2
		○基本測量の終了の通知…………… (管理課) 3
		○公共測量の終了の通知 (17件) …… ( “ ) 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 367号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510600820	きんこう	日向市日知屋 120 00番地19	有限会社錦江	日向市大字日知屋 16751番地	令和5年5月1日	就労継続支援B 型

### 宮崎県告示第 368号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510600838	t o k o と こ	日向市比良町 3 丁 目56番地	特定非営利活動法 人 t e と t e の 会	日向市亀崎西 2 丁 目86番地	令和5年5月1日	生活介護

### 宮崎県告示第 369号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550600193	tokoとこ	日向市比良町3丁目56番地	特定非営利活動法人teteの会	日向市亀崎西2丁目86番地	令和5年5月1日	放課後等デイサービス

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第370号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程(昭和55年宮崎県告示第115号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p>第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災(東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和5年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。</p>	<p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p>第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災(東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和6年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。</p>

附則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

宮崎県告示第371号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年5月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡美郷町北郷黒木字ヨリキ207番3地先から同郡	令和5年5月8日

		同町北郷黒木同字206番1地先まで
--	--	-------------------

公 告

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定により、令和5年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 試験の期日  
令和5年7月28日(金曜日)
- 試験の場所  
宮崎県防災庁舎(宮崎市橋通東1丁目9番18号)
- 試験時間及び試験科目

時間	午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで	1 作業の種類 公共測量 (基準点測量)
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技 (実技は、和菓子、洋菓子又は製パン のいずれか 1 つを選択)	2 作業地域 宮崎県都城市梅北町 3 作業終了日 令和 5 年 2 月 28 日
4 受験願書の受付期間 令和 5 年 5 月 29 日 (月曜日) から 6 月 9 日 (金曜日) まで (土 曜日及び日曜日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)		測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとお り公共測量が終了した旨の通知があった。
5 受験願書の提出先 住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して 知事に提出すること。		令和 5 年 5 月 8 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
6 受験手数料 9,400 円 (宮崎県収入証紙により納付すること。)		1 作業の種類 公共測量 (用地測量)
7 合格発表 令和 5 年 9 月 11 日 (月曜日) とし、合格者の受験番号を各保健 所にて公示する。		2 作業地域 宮崎県小林市野尻町大字東麓 3 作業終了日 令和 5 年 3 月 30 日
8 その他 詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管 理課 (電話 0985-26-7076) に問い合わせること。		測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとお り公共測量が終了した旨の通知があった。
測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 14 条第 2 項の規定により、国 土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通 知があった。		令和 5 年 5 月 8 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
令和 5 年 5 月 8 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣		1 作業の種類 公共測量 (路線測量)
1 作業の種類 基本測量 (電子基準点測量及び機動観測) 2 作業地域 宮崎県宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串 間市、西都市、えびの市、東諸県郡綾町、児湯郡新富町、児湯郡 西米良村、児湯郡川南町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東 臼杵郡美郷町、西臼杵郡日之影町		2 作業地域 宮崎県小林市東方 3 作業終了日 令和 5 年 3 月 31 日
3 作業終了日 令和 5 年 3 月 31 日		測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとお り公共測量が終了した旨の通知があった。
測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎市長から次のとおり公共測量が終了 した旨の通知があった。		令和 5 年 5 月 8 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
令和 5 年 5 月 8 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣		1 作業の種類 公共測量 (路線測量)
1 作業の種類 公共測量 (航空レーザー測量) 2 作業地域 宮崎県宮崎市 3 作業終了日 令和 5 年 3 月 29 日		2 作業地域 宮崎県小林市東方 3 作業終了日 令和 5 年 3 月 31 日
測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとお り公共測量が終了した旨の通知があった。		測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとお り公共測量が終了した旨の通知があった。
令和 5 年 5 月 8 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣		令和 5 年 5 月 8 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
1 作業の種類 公共測量 (路線測量) 2 作業地域 宮崎県小林市北西方 3 作業終了日 令和 5 年 3 月 29 日		1 作業の種類 公共測量 (路線測量) 2 作業地域 宮崎県小林市北西方 3 作業終了日 令和 5 年 3 月 29 日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市東方
- 3 作業終了日  
令和5年3月31日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市野尻町東麓
- 3 作業終了日  
令和5年3月31日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市野尻町東麓
- 3 作業終了日  
令和5年3月31日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市野尻町東麓
- 3 作業終了日  
令和5年3月31日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市野尻町東麓
- 3 作業終了日  
令和5年3月24日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市野尻町東麓
- 3 作業終了日  
令和5年3月24日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市野尻町東麓
- 3 作業終了日  
令和5年3月24日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市野尻町東麓（丸岡）
- 3 作業終了日  
令和5年3月24日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域  
宮崎県えびの市大河平
- 3 作業終了日  
令和5年3月24日

---

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県えびの市大字末永
- 3 作業終了日  
令和5年3月31日

---

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年5月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県えびの市大字末永
- 3 作業終了日  
令和5年3月31日

--	--